

いわき観光情報ナビゲーター「フラおじさん」着ぐるみの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき観光情報ナビゲーター「フラおじさん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸与の条件)

第2条 着ぐるみは次のいずれかに該当するときに貸し出しを行うものとする。

- (1) いわき市が主催するイベント等で使用する時。
- (2) いわき市内の観光施設または一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー会員が、いわき市の観光及び物産のPRを目的としたいわき市内のイベント等で使用する時。
- (3) 個人及び団体が、いわき市内で実施する市民参加型イベント等で使用する時。

(使用申請)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、いわき市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、いわき市が主催するイベント等で使用する場合は、使用申請書に代えてイベント等の概要資料を提出することとする。

2 前項の申請書（イベント等の概要資料を含む）は、使用期間初日前3月から使用期間初日前10日までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

(貸与の許可)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) いわき市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 個人的な行事または飲酒を伴う会合等で使用するおそれのあるとき。個人的な行事とは、社内イベント、歓送迎会、結婚式等を言う。
- (6) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が使用しようとするとき。
- (7) その他、市長が着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（第2号様式）をもって行う。

(使用期間)

第5条 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 他人に転貸しないこと。
- (4) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規程に関わらず、市長が、着ぐるみの修理又はクリーニング等を求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(市の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年8月1日から施行する。